

防災ニュース

NO.
206

巻頭言

「防災防火対象物等における安全対策の推進について」



2016. 4



公益財団法人 日本防災協会
JAPAN FIRE RETARDANT ASSOCIATION

〔巻頭言〕「防災防火対象物等における安全対策の推進について」	
..... 全国消防長会 会長 高橋 淳	2

〈連載 第6回 アメリカからの便り〉

生き抜く力を育てるレジリエンス	
..... リスクウォッチ代表 長谷川 祐子	4

建築用途別の防災品に関する海外の法規制等調査	
..... (公財) 日本防災協会 技術部	8

協会からのお知らせ

募集しています。防災講座	
平成27年度実施結果及び平成28年度開講予定について	16
平成28年度防災加工専門技術者講習会等の開催について	18
裁断・施工・縫製業（E業者）の	
防災表示に関する講習会を開始します	20
商業用製品c-decaBDE規制の現状と今後の対応について.....	22
名古屋市・北海道内特別支援学校へ防災品を寄贈	25
平成28年度事業計画書・収支予算書	27
平成27年度住宅防火防災推進シンポジウムに出展しました ..	31

消防庁からのお知らせ

平成28年度 消防防災科学技術賞の作品募集	
..... 消防庁 消防研究センター	33

防災北から南から	34
協会ニュース	38

〔巻頭言〕

防災防火対象物等における安全対策の 推進について

全国消防長会 会長 高橋 淳



公益財団法人日本防災協会におかれましては、出火防止や延焼拡大の抑制に大きな役割を果たす防災品の品質管理を促進し、その普及広報に献身的に取り組まれるなど、多岐にわたり安全・安心な社会の実現に多大なご貢献をされていることに対しまして、心より感謝を申し上げます。

ます。

さて過去の災害を見ますと、平成24年の福知山市ホテル火災、平成25年の長崎市高齢者グループホーム火災や、福岡市の診療所火災で尊い人命が失われる火災が発生しました。これらの教訓を踏まえて消防法施行令等の一部改正が行われ、小規模社会福祉施設、病院・診療所等及びホテル・旅館等への消防用設備等の設置基準が強化されました。これらの防災防火対象物は人命危険も高く、ハード・ソフト両面にわたって継続的な防火安全対策指導が必要だと考えます。

一方、全国の住宅用火災警報器の設置率は、平成27年6月時点で

81%となり、住宅用火災警報器の普及とともに住宅火災件数、火災による死者数は減少傾向で推移しています。しかしながら、平成26年中の住宅火災による死者数は1,006人となり、うち65歳以上の高齢者の割合は、699人と69.5%を占め、超高齢化社会の進展とともに今後も増加していくことが危惧されています。さらには、「平成26年中の住宅火災による死者」に至った過程を着火物別にみると、寝具類に着火した事案が134人と最も多く、次いで衣類に着火したというものが88人となっています。

こうした状況を踏まえ、住宅火災による死者を軽減するためにも、関係機関や関係業界と連携し、防災製品のさらなる普及促進させるなど総合的な住宅防火対策を推進していく必要があると考えます。

全国消防長会といたしましては、総合的な防火・防災安全対策を推進し、人命危険を考慮した防災防火対象物等への立入検査や消防法令違反等の是正を徹底するとともに、違反是正に関する各種事例を共有することで、消防職員の違反処理技術の向上を図っております。

本年5月には伊勢志摩サミット、また、2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの国家的行事の開催を控える中、防災防火対象物の安全確保はますます重要な課題であります。地域住民がより安心して安全に暮らせる社会の実現のため、公益財団法人日本防災協会をはじめとする、関係各位の皆様とのより緊密な連携のもと、各種施策を推進してまいり所存ですので、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

生き抜く力を育てるレジリエンス

リスクウォッチ代表 長谷川祐子

レジリエンス、何かあってもまた立ち直れる力、という考え方

前回の防災ニュースでお伝えした“個人スキルに重点をおいたサートプログラム”にも影響を与えているレジリエンスという考え方が今アメリカのみならず世界中に広がっています。

もともとは反発性、弾力性という物理用語です。それが心理学をはじめとして、防災や温暖化、地域など色々な分野で使用されるようになったものです。1985年にアメリカで概念が発表されているようです。

最近では2013年に開催されたダボス会議の報告書でレジリエンスがメインテーマとしてレポートされ、国連もレジリエンスの力がこの不確実な世界に必要なだと訴えはじめました。

世界でも最もHOTなそして広範囲に应用できるプログラムです。日本では主要政策の一つとして国土強靱化が提唱されていますが、これは英語では“ナショナルレジリエンス”として発表されています。



レジリエンス案内板

世界がレジリエンスに注目する訳

今世界はますます不安定になっています。イラクから始まった戦争はISなどのテロを引き起こしています。フランスでのテロはほんの数カ月前でした。

世界中で異常気象が頻発し、寒波や熱波や干ばつなどの天候不順は農作物の不作をよびこみ穀物価格の上昇は多くの人に打撃をあたえています。熱中症は驚くほどの数が各国で報告されています。ハリケーンや台風は巨大化しており日本で



ジグソーパズルイメージ

も今まで想像できなかった大型台風で強風、洪水、土砂崩れ等により多くの被害が起きています。地域では高齢化が進み、少子化が進んでいます。

とにかく今までとは違う変化が我々に押し寄せようとしています。知恵と情報、技術とコミュニケーション、そしてそれをまとめ成し遂げるためのシステムが必要になってきました。その中でのレジリエンスなのです。

アメリカでのレジリエンス研究、教育

アメリカではレジリエンス教育は既に社会の中で多岐にわたり活用されています。後ほど少し紹介します。

1. 学校でいじめなどの対策プログラムとして
2. 会社の研修プログラムとして
3. 軍隊での軍人研修プログラムとして
4. 地域での住民研修プログラムとして



陸軍ナショナルガードクラス



ドーバー空軍基地クラス



ペンシルベニア大学クラス

近年このベトナム戦争後の後遺症を調べる中でなぜ後遺症を発症する人とならない人があるのかと研究をはじめた結果、発症しない人の精神の健康面が自己実現や創造性、いかに良く生きるかを目標として生きてきたかなどのレジリエンス能力を備えてきたことがわかってきました。

特にベトナム戦争時、ベトコンの捕虜として捕えられ、悲惨な収容所生活を生き抜いてきたチームに実施したインタビューから、どうして情け容赦ない拷問や、悲惨な収容所環境の中で彼らが自尊心を失わない力となったのか知ることができます。

1. できる限り希望と恥じない心（自尊心）を持ち続けること。
2. 健康な体を保つこと。収容所のカビの生えたパンでも大切な食べものとして食べること。毎日運動をして体力を保つ訓練をすること。
3. 知恵を絞り、アルファベット28文字を文字列に暗号化して、壁を叩いて音で伝える。のちには咳とくしゃみな

5. 災害に折れない暮らし地域をつくるプログラムとして

実は私がこのレジリエンスという考え方に最初にふれたのが、3. の軍隊での軍人研修プログラムです。アメリカではベトナム戦争後の帰還兵たちの中に深刻な人格障害などの後遺症を発症する帰還兵たちが沢山出て社会問題になりました。

PTSD（後遺症）という言葉が一躍知られる出来事でした。

ども使って看守に気づかれないやり方で情報を送り、それを捕虜全員で共有して、収容所生活の厳しさに立ち向かっていったこと。

驚くべきレジリエンス力です。危機というのは実際に巻き込まれないとわからないものですが、ロールモデルとしてのプログラムを知ることによって、対処方は理解しやすくなり、応用しやすくなります。

次は5. の災害に折れない暮らし地域をつくるレジリエンスです。これはアメリカメキシコ湾沿いのニューオーリンズ市の堤防がハリケーンカトリーナによって決壊し地域一帯が水の中に沈むという先日の常総地区のような災害が起きてからの地域住民の奮闘の話です。故郷を愛する人達はWe shall not be moved.という合言葉を使い、再建にこぎつけました。ここにはレジリエンスの力を見ることができます。被害が出た地区は海拔がマイナスのエリアです。高級な住宅地も



カトリナ被災直後



堤防決壊か所



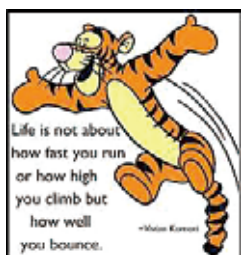
ニューオーリンズ市内

ありましたが、貧しい住宅地も多かったのです。住民たちは洪水に追い立てられて全米にバラバラにちらばりました。1か月が経ち、3か月が経っても戻ってきていいという号令はできません。メディアはこの地区は2度と立ち直れないと放送でつたえました。実際水はまだ残り、地区全体から腐敗臭が立ち上り、油が流出したためどこもベタベタとしていました。

ここを今あるように、居心地のよい地縁の戻った地区として復興したのが住民たちでした。市の復興計画から自分たちの地区が緑の公園として復興されると発表された時、住民たちは立ち上がりました。“存続可能な場所だと証明する”のだ。まだ多くの住民たちがこの地区に

戻ってきてないうちから、人々を集めミーティングを開き、話し合いを開始しました。多くのNPOや建築、教会関係者も手伝いにはいりました。そして自分達で実施したい地区復興計画を市側に提出したのです。市は最初その計画を拒否しました。でも住民たちは力を合わせ、ついには市の賛同をえました。各地区が見事に蘇ったこの成功は全米で称賛されるプロジェクトになりました。日本でも特集されました。

住民たちの勇気、コミュニティーの団結力、ポジティブな考え方、実行力が生んだものです。そしてNever Give Upの精神です。



ティガーが尾っぽで跳ね返り



ミネソタ大学子供クラス



デベロー学校でのクラス

1. の子供達へのクラスはイラストにあるプーさんのティガーに現れています。ティガーは呼びかけます。人生はいかに速く走れるか、どうやって高く登れるか、ではないよ。いかに上手にBounce（跳ね上がる）かだよ。

こうやって逆境に対しての跳ね上がる力をそだてるのです。

レジリエンスの構成要素^{注1)}

1. 自分を否定するのではなく、欠点や足りないところはあるにしても、基本的にこの自分でよいのだという基本的な自己肯定感（自尊感情）
2. 何か上手くいかないことが起こった時に、その状況や問題を、自分を委縮させるのではないやり方ととらえる楽観的な思考 ポジティブな考え方

3. 具体的な問題に対処するために問題解決スキルや他の人と上手くやりとりするための対人スキルなどの社会的スキル
4. 何かあった時に自分を支えてくれる頼れる人々やグループなどのソーシャルサポート

レジリエンスを育む10の方法 アメリカ心理学会提唱^{注2)}

1. つながりを持つ：自分のことを気にかけてくれ、自分の話に耳を傾けてくれるはずの人達から助けってもらったり支えてもらったりすることが大事です。
2. 危機に直面した時、乗り越えられないものと思わない：ストレスの大きな出来事が起こるという事実は変えられませんが、自分がそういった出来事をどう解釈し、それにどう対処するかを変えることはできます。
3. 変化は人生の一部だということを受け入れよう：変えられない状況を受け入れることで、自分が変えられる状況に焦点を当てられるようになる可能性があります。
4. 目標に向かって進もう：私が行きたい方向に進むのに役立つことのうち、今日私が成し遂げられるのは何だろうかと現実的な目標を設定することが大事です。
5. 断固たる行動をとる：問題やストレスが消えてなくなればいいと願うのではなく、断固たる行動をとりましょう。
6. 自己発見の機会を見つけよう：喪失感に苦しんだ結果、自分自身について何かを学ぶことも多く成長したことに気付くかもしれません。
7. 自己肯定感を育てよう：自分の問題解決能力への自信をつけ、自分の直感を信じることはレジリエンスを育てるのに役立ちます。
8. 物事を正しくとらえよう：つらい状況でもその状況をより幅広くとらえ、長期的な視点を保ちましょう。
9. 将来の見通しに希望を持つ：自分が恐れていることを心配するのではなく、自分の望むことを思い描きましょう。
10. 自分を大切にしよう：自分自身が必要としていることや感じていることに気を配り、自分が楽しみリラックスできる活動に関わり、習慣的に体を動かすなどによってレジリエンスを必要とする状況に対処できる心と体を保つことができます。

注1)、2)：レジリエンスとは何か
枝廣淳子著作より抜粋



長谷川祐子 プロフィール
前在日米海軍司令部消防隊予防課長
現在はリスクウォッチ代表
<http://www.risk-wtch.net/>

建築用途別の防災品に関する 海外の法規制等調査

(公財) 日本防災協会 技術部

日本国内では、製品の防災性を規定する法令はなく、消防法で特定用途の建築物に使用する着火物に対し一定の防災性を求めているのみである。これに対し、米国や英国では、法令により特定の製品が規制されており、さらに建物用途により規制されている場合がある。使用者の実務上の観点から、マットレス、布張り家具、カーテン、じゅうたん及び装飾幕、広告・宣伝幕の試験方法と判定基準を紹介する。

対象とする国は米国（連邦）、米国（カリフォルニア州）及び英国、対象とする建物用途は展示場等及び病院等である。第3回は、英国の製品の防災化を紹介する。

3. 英国

3.1. 製品の防災化の対象製品

3.1.1. 寝具（マットレス）

マットレス（ベッド、ソファベッド、クッション、枕等の寝具）はFFR¹の規制対象となる製品である。

マットレスの防災性能（判定基準）については、FFRのガイドライン²に記載されている。この中で参照される規格は、BS 7177「マットレス、マットレスパッド、ソファベッド及びベッドベースの防災性能の仕様（Specification for resistance to ignition of mattresses, mattress pads, divans and bed bases）」である。

マットレスは、使用されるハザードカテゴリー（Hazard Category）（建物用途によって4区分に分けられる）によって、求められる試験が異なる。

1 家具類の火災安全に関する規則（the Furniture and Furnishings (Fire) (Safety) Regulation）

2 A Guide to the Furniture and Furnishings (Fire) (Safety) Regulations
<http://www.bis.gov.uk/files/file24685.pdf>

表 1 危険区分別の要求事項の概要

ハザードカテゴリー	要求事項	建物用途の典型例※
Low hazards (domestic use)	・ BS EN 597-1 ・ BS EN 597-2	一般住宅 (Domestic dwellings)
Medium hazard	・ BS EN 597-1 ・ BS EN 597-2 ・ BS 6807 (ignition source 5)	学校、大学のホール、キャンプ 小屋、病院、ホテル、ホステル、 老人ホーム等
High hazard	・ BS EN 597-1 ・ BS EN 597-2 ・ BS 6807 (ignition source 7)	病院の大部屋、ホテル、離島で 使用される場合、老人ホーム等
Very high hazard	・ BS EN 597-1 ・ BS EN 597-2 ・ BS 6807 (ignition source 7) ・ 追加要求事項	閉鎖精神病棟、刑務所

※当該項目は典型的な例示であり、詳細な区分は法令やそれら法令の監督官庁が発行しているガイドラインを参照のこと

従って、これらの建物で使用されるマットレスに求められる防災性能の試験は、次の3つの規格から構成される。

- 1) BS EN 597-1「家具－マットレス及び布張りベッドベースの着火性－パート 1：着火源：燐焼たばこ (Furniture – Assessment of the ignitability of mattresses and upholstered bed bases – Part 1 : Ignition source : smouldering cigarette)」
- 2) BS EN 597-2「家具－マットレス及び布張りベッドベースの着火性評価－パート 2：着火源：マッチと同等の火 (Furniture – Assessment of the ignitability of mattresses and upholstered bed bases – Part 2 : Ignition source : match flame equivalent)」
- 3) BS 6807「一次及び二次着火源の火災種類ごとのマットレス、布張り長椅子及び布張りベッドベースの着火性評価試験方法 (Methods of test for assessment of the ignitability of mattresses, upholstered divans and upholstered bed bases with flaming types of primary and secondary sources of ignition)」

【試験方法】

- 1) BS EN 597-1 における試験手順の概略は次の通りである。
 1. テストリグに試験サンプルをセットする
 2. 試験サンプルのエッジもしくは、先行して実施した位置から少なくとも50mm以上離して、燐焼しているたばこを置く
 3. 試験サンプルの燃焼や燐焼の状態を観察する
 4. 燃焼及び燐焼が観察されなかった場合やたばこが途中で消えた場合には、新しい位置で試験を繰り返す
 5. 繰り返し試験で、試験サンプルの燃焼や燐焼の状態を観察する
- 2) BS EN 597-2 における試験手順の概略は次の通りである。
 1. テストリグに試験サンプルをセットする
 2. 規定のバーナーで試験サンプルを15秒間接炎する
 3. 試験サンプルの燃焼や燐焼の状態を観察する

4. 着火が観察されなかった場合には、新しい試験位置で試験を繰り返す
5. 繰り返し試験で、試験サンプルの燃焼や燐焼の状態を観察する

3) BS 6807

・試験の着火源

BS 6807の着火源はBS 5852を参照している。BS 5852では燃焼着火源を、たばこによる燐焼（着火源0）及び火炎着火1～7の計8つに区分している。燃焼着火源1から3はガスバーナーによる試験であり、4から7は木材クリブによる試験である。いずれも、数字が大きくなるほど燃焼熱量は大きくなる。

ガスバーナーによる試験は、ガス流量及び燃焼時間により区分され、木材クリブ試験は、使用する木材の寸法や数量等により区分される。BS 6807では燃焼着火源のうち2から7を参照し、着火源としている。

・手順1：バーナー試験（着火源2・3）における試験手順の概略は次の通りである。

1. テストリグに試験サンプルをセットする
2. BS 5852で規定されるバーナーで試験サンプルを規定時間接炎する
3. 試験サンプルの燃焼や燐焼の状態を観察する
4. 着火が観察されなかった場合には、新しい試験位置で試験を繰り返す
5. 繰り返し試験で、試験サンプルの燃焼や燐焼の状態を観察する

・手順2：木材（松）クリブ試験（着火源4・5・6・7）における試験手順の概略は次の通りである。

1. テストリグに試験サンプルをセットする
2. 組み立てられた木材クリブのリントにプロパン-2-オール (propan-2-ol) 1.4mlをゆっくり加えた後2分以内に、マッチ、ガスバーナー (small gas) もしくは熱線により着火する
3. 木材クリブ着火から試験サンプルを消火する時間を記録する（この間を試験とする）
4. 試験サンプルの燃焼や燐焼の状態を観察する
5. 着火が観察されなかった場合には、（1回だけ）試験を繰り返す
6. 繰り返し試験で、試験サンプルの燃焼や燐焼の状態を観察する

【判定基準】

BS 7177の要求事項は着火源に対する耐着火性である。燐焼及び燃焼の判定基準は、本項【試験方法】の規格にそれぞれ記載されている。

試験 (BS EN 597-1、BS EN 597-2、BS 6807) の結果、マットレスは、試験サンプルが燐焼及び燃焼しなければ、要求される防災性能を満たすこととなる。

1) BS 597-1 における判定基準は次の通りである。

・燐焼 (smouldering) に対する基準

以下全ての基準を満たすこと。

- a) 試験サンプルで安全な試験が行えなくかつ強制的な消火活動が必要な燐焼の継続が確認されないこと
- b) 試験サンプルが基本的に試験時間内に燐焼が継続しないこと
- c) 試験サンプルを貫通して燐焼しないこと
- d) 試験サンプルが1時間を超えて燐焼しないこと
- e) 試験終了時に試験サンプルの着火源位置からの水平方向の炭化長が50mm以下であること

・ 燃焼 (flaming) に対する基準

以下の基準を満たすこと。

- 燐焼着火源から炎が生じないこと

2) BS 597-2 における判定基準は次の通りである。

・ 燐焼 (smouldering) に対する基準

以下全ての基準を満たすこと。

- a) 試験サンプルで安全な試験が行えなくかつ強制的な消火活動が必要な燐焼の継続が確認されないこと
- b) 試験サンプルで基本的に試験時間内に燐焼が継続しないこと
- c) 試験サンプルで試験サンプルを貫通して燐焼しないこと
- d) 試験サンプルで1時間を超えて燐焼しないこと
- e) 試験サンプルで試験終了時に着火源位置からの水平方向の炭化長が50mm以下であること

・ 燃焼 (flaming) に対する基準

以下全ての基準を満たすこと。

- a) 試験サンプルで安全な試験が行えなくかつ強制的な消火活動が必要な燃焼 (flaming) の継続が確認されないこと
- b) 試験サンプルが基本的に試験時間内に燃焼 (burn) が継続しないこと
- c) 試験時間内に炎が試験サンプル末端又は試験サンプルを貫通しないこと
- d) バーナーを試験サンプルからはずして120秒を超えて燃焼が継続しないこと

3) BS 6807における判定基準は次の通りである。

・ 燐焼 (smouldering) に対する基準

以下全ての基準を満たすこと。

- a) 試験サンプルで安全な試験が行えなくかつ強制的な消火活動が必要な燐焼の継続が確認されないこと
- b) 試験サンプルが基本的に試験時間内に燐焼が継続しないことかつ試験サンプル末端まで燐焼しないこと (例: 水平方向の末端もしくは試験サンプルの厚さ (貫通) まで燐焼しないこと) 【全ての着火源】
- c) 試験サンプル外面のバーナーをはずしてから15分間を超えて、煙、熱、赤

熱が検出されないこと【着火源 2・3】

- d) 試験サンプル外面に木材クリブが着火してから60分間を超えて、煙、熱、赤熱が検出されないこと【着火源 4・5・6・7】
- e) 試験終了時に試験サンプルの着火源位置からの水平方向の炭化長が100mm以下であること

・ 燃焼 (flaming) に対する基準

以下全ての基準を満たすこと。

- a) 試験サンプルで安全な試験が行えなくかつ強制的な消火活動が必要な燃焼 (flaming) の継続が確認されないこと
- b) 試験サンプルが基本的に試験時間内に燃焼 (burn) が継続しないこと
- c) 試験時間内に炎が試験サンプル末端もしくは試験サンプルを貫通しないこと (ただし、試験サンプルの横や下に着火源があり、着火源の炎が試験サンプル上部に達した場合を除く)
- d) バーナーを試験サンプルからはずして120秒を超えて燃焼が継続しないこと【着火源 2・3】
- e) 木材クリブで試験サンプルが着火してから10分を超えて燃焼が継続しないこと【着火源 4・5】
- f) 木材クリブで試験サンプルが着火してから13分を超えて燃焼が継続しないこと【着火源 6・7】

※試験サンプルの一部 (debris) が落ちた場合は d)、e)、f) の基準は満たさない
【全ての着火源】

3.1.2. 布張り家具

布張り家具はFFRの規制対象となる製品である (製品の防災化)。FFRにより、家庭用布張り家具の防災性能 (判定基準) については、詰物はたばこテストに対する着火耐性を、側地はマッチテストに対する着火耐性を有することを規定されている。FFRは評価試験方法について、BS 5852-1を参照しているが、当該規格はBS 5852: 2006「布張り座席の燐焼及び燃焼による着火性評価試験手順 (Methods of test for assessment of the ignitability of upholstered seating by smouldering and flaming ignition sources)」に改定されている。

【試験方法】

家庭用布張り家具に求められる防災性能の試験方法は、BS 5852で燐焼着火源 (smouldering ignition source 0) と燃焼着火源 (flaming ignition source 1~7) の着火源別の試験方法が記載されている。燐焼着火源による試験はFFRが規定するたばこテストであるが、BS 5852の序論 (introduction) で、たばこテストについてはBS EN 1021-1を適用するとしている。また、同様に、マッチテスト (flaming ignition source 1と同義) については、BS EN 1021-2を適用するとしている。従って、布張り家具の防災性能の試験方法は、次の通りである。

- 1) 詰物: BS EN 1021-1「家具 - 布張り家具の着火性評価 - パート 1: 着火源 燐

焼たばこ (Furniture - Assessment of the ignitability of upholstered furniture - Part 1 : Ignition source smouldering cigarette) 」

- 2) 側地 : BS EN 1021-2 「家具 - 布張り家具の着火性評価 - パート 2 : 着火源 マッチと同等の火 (Furniture - Assessment of the ignitability of upholstered furniture - Part 2 : Ignition source match flame equivalent) 」
- 3) BS 5852 「布張り座席の燐焼及び燃焼による着火性評価試験手順 (Methods of test for assessment of the ignitability of upholstered seating by smouldering and flaming ignition sources) 」

- 1) BS EN 1021-1 における試験手順の概略は次の通りである。

1. テストリグに試験サンプルをセットする
2. 試験サンプルのエッジもしくは、先行して実施した位置から少なくとも50mm以上離して、燐焼しているたばこを置く
3. 試験サンプルの燃焼や燐焼の状態を観察する
4. 燃焼及び燐焼が観察されなかった場合やたばこが途中で消えた場合には、新しい位置で試験を繰り返す
5. 繰り返し試験で、試験サンプルの燃焼や燐焼の状態を観察する

- 2) BS EN 1021-2 における試験手順の概略は次の通りである。

1. テストリグに試験サンプルをセットする
2. 規定のバーナーで試験サンプルを規定時間接炎する
3. 試験サンプルの燃焼や燐焼の状態を観察する
4. 着火が観察されなかった場合には、新しい試験位置で試験を繰り返す
5. 繰り返し試験で、試験サンプルの燃焼や燐焼の状態を観察する

- 3) BS 5852における試験手順の概略は次の通りである。

・試験の着火源

燃焼着火源を1から7の7段階に区分している。燃焼着火源1から3はガスバーナーによる試験であり、4から7は木材クリブによる試験である。いずれも、数字が大きくなるほど燃焼熱量は大きくなる。

ガスバーナーによる試験は、ガス流量及び燃焼時間により区分され、木材クリブ試験は、使用する木材の寸法や数量等により区分される。

- ・手順1 : バーナー試験 (着火源2・3) における試験手順の概略は次の通りである。

1. テストリグに試験サンプルをセットする
2. 規定のバーナーで試験サンプルを規定時間接炎する
3. 試験サンプルの燃焼や燐焼の状態を観察する
4. 着火が観察されなかった場合には、(1回だけ) 新しい試験位置で試験を繰り返す
5. 繰り返し試験で、試験サンプルの燃焼や燐焼の状態を観察する

- ・手順2 : 木材クリブ試験 (着火源4・5・6・7) における試験手順の概略は次

の通りである。

1. テストリグに試験サンプルをセットする
2. 組み立てられた木材クリブのリントにプロパン-2-オール (propan-2-ol) 1.4mlをゆっくり加えた後2分以内に、マッチ、ガスバーナー (small gas) もしくは熱線により着火する
3. 試験サンプルが木材クリブ着火から消火する時間を記録し、試験サンプルの燃焼や燐焼の状態を観察する
4. 着火が観察されなかった場合には、(1回だけ) 試験を繰り返す
5. 繰り返し試験で、試験サンプルの燃焼や燐焼の状態を観察する

【判定基準】

FFRの要求事項は着火試験に対する耐性であり、判定基準は本項【試験方法】の規格にそれぞれ記載されている。試験の結果、試験サンプルが燐焼及び燃焼しなければ、要求される防災性能を満たすこととなる。

- 1) BS EN 1021-1 における判定基準は次の通りである。

- ・燐焼 (smouldering) に対する基準

以下全ての基準を満たすこと。

- a) 試験サンプルで安全な試験が行えなくかつ強制的な消火活動が必要な燐焼の継続が確認されないこと
- b) 試験サンプルが基本的に試験時間内に燐焼が継続しないこと
- c) 試験サンプル末端まで燐焼しないかつ燐焼が貫通しないこと
- d) 試験サンプルが1時間を超えて燐焼しないこと
- e) 試験終了時に試験サンプルへの燐焼痕がないこと

- ・燃焼 (flaming) に対する基準

以下の基準を満たすこと。

- a) 燐焼着火源から炎が生じないこと

- 2) BS EN 1021-2 における判定基準は次の通りである。

- ・燐焼 (smouldering) に対する基準

以下全ての基準を満たすこと。

- a) 試験サンプルで安全な試験が行えなくかつ強制的な消火活動が必要な燐焼の継続が確認されないこと
- b) 試験サンプルが基本的に試験時間内に燐焼が継続しないこと
- c) 試験サンプル末端まで燐焼しないかつ燐焼が貫通しないこと
- d) 試験サンプルが1時間を超えて燐焼しないこと
- e) 試験終了時に試験サンプルへの燐焼痕がないこと

- ・燃焼 (flaming) に対する基準

以下全ての基準を満たすこと。

- a) 試験サンプルで安全な試験が行えなくかつ強制的な消火活動が必要な燃焼

(flaming) の継続が確認されないこと

- b) 試験サンプルが基本的に試験時間内に燃焼 (burn) が継続しないこと
- c) 試験時間内に炎が試験サンプル末端もしくは試験サンプルを貫通しないこと
- d) バーナーを試験サンプルからはずして120秒を超えて燃焼が継続しないこと

3) BS 5852における判定基準は次の通りである。

・ 燻焼 (smouldering) に対する基準

以下全ての基準を満たすこと。

- a) 試験サンプルで安全な試験が行えなくかつ強制的な消火活動が必要な燻焼の継続が確認されないこと
- b) 着火源 (たばこ) をセットした試験サンプルで、着火源の火種が消えてから60分間に煙、熱、残じんが検出されないこと【着火源 0 (たばこ試験)】
- c) 試験サンプルが基本的に試験時間内に燻焼が継続しないことかつ試験サンプル末端まで燻焼しないこと (例：水平方向の末端もしくは試験サンプルの厚さ (貫通) まで燻焼しないこと)【全ての着火源】
- d) 試験サンプル外面のバーナーをはずしてから15分を超えて煙、熱、残じんが検出されないこと【着火源 2・3】
- e) 試験サンプル外面に木材クリブが着火してから60分を超えて煙、熱、残じんが検出されないこと【着火源 4・5・6・7】
- f) 試験終了時に試験サンプルの着火源位置からの水平方向の炭化長が100mm以下であること

・ 燃焼 (flaming) に対する基準

以下全ての基準を満たすこと。

- a) 試験サンプルで安全な試験が行えなくかつ強制的な消火活動が必要な燃焼 (flaming) の継続が確認されないこと
- b) 試験サンプルが基本的に試験時間内に燃焼 (burn) が継続しないこと
- c) 試験時間内に炎が試験サンプル末端に達しないもしくは試験サンプルを貫通しないこと
- d) バーナーを試験サンプルからはずしてから120秒を超えて燃焼が継続しないこともしくは、バーナーの先端から100mmを超えて炎が広がらないこと【着火源 2・3】
- e) 木材クリブで試験サンプルが着火してから10分を超えて燃焼が継続しないこと【着火源 4・5】
- f) 木材クリブで試験サンプルが着火してから13分を超えて燃焼が継続しないこと【着火源 6・7】

※試験サンプルの一部 (debris) が落ちた場合は d)、e)、f) の基準は満たさない【全ての着火源】

募集しています。防災講座 平成27年度実施結果及び平成28年度開講予定について

(公財)日本防災協会 総務部

1 防災講座の開講状況

当協会の防災講座は、平成20年から全国の消防行政に携わる消防職員等を対象に、防災に関する知識と技能の習得を目的に開講を希望する消防本部・消防学校でスタートしました。

また、平成21年度からは、婦人防火クラブや地域防災リーダーの方々を、平成23年度には、地域の老人クラブや福祉団体、消費者団体等をそれぞれ対象に加えるなど一般市民向けの充実を図るとともに、平成26年度には、女子大学家政学部等における授業カリキュラムでの対応や企業の事業所内防火防災研修に講師を派遣して開催する「新たな防災講座」をスタートさせるなど一般市民の要望に合わせた講座としております。これまで平成20年の開講以来、延399回開催し、延約25,000人が受講しています。

今後も、防災講座のテキストとして消防職員等向けの「防災の知識と実際」と婦人防火クラブや自主防災組織のリーダー等一般市民向けの「身の回りの防災化による防火の推進」を用意し、受講者に無償配布するとともに、講師として防災に詳しい協会職員等を協会の負担で派遣してまいります。

また、防災講座の内容も、プレゼンテーション用ソフトを使用した実践的な講義に加え、奏効事例の紹介、防災品と非防災品との燃焼比較実験の動画映像や講座会場により可能であれば実際に火をつけて行う燃焼比較実験など、受講者の方々にとって分かりやすい内容となるよう工夫しています。



消防本部での講義の様子



講義を聞く女子学生

2 平成27年度の開講結果

講座開講結果

区 分	初 任 科	専科（予防・査察） ・ 予防専従員等	消防団員・婦人防火クラブ ・ 地域防災リーダー等
開講消防学校数	8 校（671人）	3 校（103人）	3 校（83人）
開講消防本部数		26本部等（1,035人）	36消防本部等（1,739人）
合 計	14校・62消防本部等（3,631人）		

新たな防災講座の結果

開講学校数（女子大学家政学部等）	4 校（230人）
その他の開講数	11会場（801人）
開講合計	15回（1,031人）

3 平成28年度防災講座の開講予定について

今年度の防災講座については、既に全国の消防本部・消防学校等にご案内し、34件の講座を受けています。随時応募を受け付けておりますので、開講を希望される消防職員以外の民間事業所、大学等教育機関、自治会町会等自主防災組織、団体・グループの方々におかれましても、お気軽にご相談いただきますようご案内いたします。

～防災品の購入・使用についてのご意見募集～

防災ニュースご愛読の皆様にはおかれましては日頃より火災予防・住宅防火のために防災品が役立つことは十分ご承知のことと存じます。

ただ、広く普及しているかと申せばまだまだ一般的には防災品をご存知でない方も多いのが現状です。

そういった中、ご購入・ご使用になられている皆様はどのようにして防災品を知り、どこで購入されたか、またご使用になられての感想などをお聞かせいただきたいと思います。

皆様からお寄せいただいたご意見、ご感想等は、防災ニュースで紹介したり今後の広報活動等の参考にさせていただく予定です。

下記によりメール・FAX等でお送りください。よろしくお願いいたします。

○400字程度（原稿用紙・Word文書等）

○お名前・ご住所・電話番号（携帯可）

○写真などがあれば同封してください

宛先：（公財）日本防災協会 広報室

F A X 03-3271-1692

E-mail kawasaki-h@jfra.or.jp

平成28年度 防災加工専門技術者講習会等の開催について

(公財) 日本防災協会 管理部

(公財) 日本防災協会は、平成28年度の防災加工専門技術者講習会及び防災加工専門技術者再講習を次のとおり開催します。

(1) 防災加工専門技術者講習会

区 分		講 習
目 的		防災物品の製造又は防災処理における品質管理に当たる防災加工専門技術者の養成のための講習を行います。
受 講 料		30,000円+2,400円(消費税)=32,400円 天災等のため受講できない場合を除き、本人の都合で欠席する場合は前日迄にご連絡下さい。それ以外の場合は返金いたしませんので、予めご了承下さい。
東京会場 (70名) *注	実 施 月 日	7月7日(木)・8日(金)(2日間)
	講 習 会 場	フォーラムミカサ エコ 東京都千代田区内神田1-18-12 内神田東誠ビル
	受 講 申 込 先	(公財) 日本防災協会 管理部 TEL03-3246-1663 〒103-0022 FAX03-3271-1692 東京都中央区日本橋室町4-1-5 共同ビル
	申 込 期 間	4月1日～6月24日(定員に達し次第締切ります)
大阪会場 (60名) *注	実 施 月 日	10月13日(木)・14日(金)(2日間)
	講 習 会 場	大阪マーチャндаイズ・マート (OMM) ビル 大阪市中央区大手町1-7-31
	受 講 申 込 先	(公財) 日本防災協会 大阪事務所 TEL06-6947-8844 〒540-0011 FAX06-6947-8846 大阪府大阪市中央区農人橋2-1-30 谷町八木ビル
	申 込 期 間	7月1日～9月30日(定員に達し次第締切ります)

*注：() は定員

(2) 防災加工専門技術者再講習

区 分		再 講 習
目 的		防災加工専門技術者講習修了証又は資格証を有する者を対象に防災に関する知識及び技能の更新を図るため5年以内ごとに受講する講習を行います。
受 講 料		9,000円＋720円（消費税）＝9,720円 天災等のため受講できない場合を除き、本人の都合で欠席する場合は前日迄にご連絡下さい。それ以外の場合は返金いたしませんので、予めご了承下さい。
仙台会場 (40名) *注	実 施 月 日	5月13日（金）10：00～16：30
	講 習 会 場	ハーネル仙台 仙台市青葉区本町2-12-7
	受 講 申 込 先	(公財) 日本防災協会 管理部 TEL03-3246-1663 〒103-0022 FAX03-3271-1692 東京都中央区日本橋室町4-1-5 共同ビル
	申 込 期 間	4月1日～5月6日（定員に達し次第締切ります）
札幌会場 (40名) *注	実 施 月 日	6月17日（金）10：00～16：30
	講 習 会 場	北農健保会館 札幌市中央区北4条西7丁目1番4
	受 講 申 込 先	(公財) 日本防災協会北海道事務所 TEL011-222-3928 〒060-0031 FAX011-232-2545 札幌市中央区北一条東1-4-1 サン経成ビル
	申 込 期 間	4月1日～6月10日（定員に達し次第締切ります）
大阪会場 (70名) *注	実 施 月 日	7月15日（金）10：00～16：30
	講 習 会 場	(一財) 大阪科学技術センター 大阪市西区靱本町1-8-4
	受 講 申 込 先	(公財) 日本防災協会 大阪事務所 TEL06-6947-8844 〒540-0011 FAX06-6947-8846 大阪市中央区農人橋2-1-30 谷町八木ビル
	申 込 期 間	4月1日～7月8日（定員に達し次第締切ります）
東京会場 (80名) *注	実 施 月 日	10月7日（金）10：00～16：30
	講 習 会 場	フォーラムミカサ エコ 東京都千代田区内神田1-18-12 内神田東誠ビル
	受 講 申 込 先	(公財) 日本防災協会 管理部 TEL03-3246-1663 〒103-0022 FAX03-3271-1692 東京都中央区日本橋室町4-1-5 共同ビル
	申 込 期 間	4月1日～9月30日（定員に達し次第締切ります）

*注：（ ）は定員

裁断・施工・縫製業（E業者）の 防災表示に関する講習会を開始します

（公財）日本防災協会 管理部

平成28年度より「裁断・施工・縫製業（E業者）の防災表示に関する講習会」を開始致します。これは防災業務に携わっておられるE業者の皆様が防災表示（防災ラベルの縫付等）されるにあたり、関係消防法令、防災ラベル取扱い・管理等について周知、徹底頂くために消防庁の指導により実施するものです。

講習会開催については、協会もしくは皆様が加入されている組合等より別途ご案内致しますので、必ずご参加頂き、正しい防災表示をお願い致します。

以下は講習会にて使用するパンフレット「防災表示8つのポイント」です。



防虫ラベルには、「防虫剤登録番号」が記載されており責任の所在を明らかにしています。このラベルを他人に譲渡したり、あるいは譲渡することは、防虫剤使用度の制約にふれる大きな問題です。若い・独身の人であっても、防虫ラベルの譲渡や譲渡はしないで下さい。



防炎タペスは、物品の種類等によって大きさや、形や、色などが異なります。カーテン用のタペスをじゅうたん等に張り付いたり、材料タペスを剪取って物品用に張付するなどは認められていません。耐火性能のない防炎カーテンに、耐火性能の表示がある防炎タペスをつけることも許されています。

防炎ケルベは以上でおわりのように、法令によって登録表示者が責任をもって表示するものです。このため防炎ケルベの受払は正しく記述しておく必要があります。



皆さんがカーナビを装着し目的地へ向かう際に、使用した「簡易車版」に付いてきた「簡易番号記載の簡易ラベル」を一箇所に貼り付けて下さい。

その「簡易番号」から、簡易車版の製造番号、試験番号、パッチ・ロット番号等が確認できるというレーザビビリティの仕組みができました。



ガスコンロのそばを
離れる時は必ず火を
消す習慣をつけてく
ださいね。



万一に
そなえて
防災品を!

消子ちゃん

専用住宅に住んでいるAさんは、天ぷら鍋に油に火をつけたまま、その場を離れたところから、天ぷら油が過熱し火災となりました。

2階から吹き出した炎は隣家にも達しましたが、隣家は窓に防炎カーテンが使用されていたため、炎を遮断し、建物内部への類焼を免れました。

活躍してます！防災品
隣の家が火災！近づく炎を
防災カーテンが遮断。



商業用製品c-decaBDE規制の 現状と今後の対応について

(公財) 日本防災協会 技術部

1. はじめに

現在、POPs検討委員会（POPRC）において、防災物品、防災製品の難燃剤（ここでは繊維だけでなくプラスチックにも使用されるので難燃剤としました。）として広く使用されている、デカブロモジフェニルエーテル（商業用製品c-decaBDE、以降「deca-BDE」という。）の製造及び使用の廃絶に向けた審議が進んでおり、廃絶された場合の影響が大きいことから、審議の進捗と今後の対応について報告します。

deca-BDEは汎用の難燃剤であり、素材に物理的に組み合わさり、燃焼を阻害し炎が燃え広がる速度を遅らせます。幅広い素材と相性がよく、プラスチック／ポリマー／コンポジット、繊維製品、接着剤、封止剤、塗料、インクなどに使用されています。

プラスチック／ポリマーの最終用途にはコンピュータ及びテレビセット、ワイヤ及びケーブル、パイプ、カーペットが含まれ、繊維分野においては、deca-BDEは幅広い合成繊維、天然繊維の処理に使用されており、主な最終用途はクッション材、窓のブラインド、カーテン、マットレス、テント設備（軍用テント及び繊維製品、商業用ひさし、テント及びキャンバスなど）及び移動体（車、鉄道車両、航空機内のファブリックなど）です。

POPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）とは、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル（PCB）、DDT等の残留性有機汚染物質（POPs：Persistent Organic Pollutants）の製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約です。

日本など条約を締結している加盟国は、対象となっている物質について、各国がそれぞれ条約を担保できるように国内の諸法令で規制することになっています。

POPs検討委員会（POPRC）における専門家による検討を経て、締約国会議（COP）において新たにPOPsに指定された物質が随時追加されています。

最近では、2013年4～5月に開催された第6回締約国会議において、防災物品、防災製品の防災薬剤として広く使用されていたヘキサブロモシクロデカン（以降「HBCD」という。）が附属書A（製造・使用、輸出入の原則禁止）に追加され、日本では、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）において、HBCDを第一種特定化学物質に指定し、HBCDの製造、輸入、使用を原則禁止とするとともに、

HBCDが使用されている製品の輸入も原則禁止とする措置がなされたことは記憶に新しい所です。(POPs条約事務局からの通知後1年以内に必要の対応を講じることとされており、2014年5月1日「化審法施行令の一部を改正する政令」施行、2014年10月1日HBCDが使用されている場合に輸入することができない製品が指定されました。)

2. deca-BDE規制の現在までの進捗と今後の予想

表-1にdeca-BDEのPOPs条約での審議の進捗を示しますが、2015年10月に開催されたPOPRC11で、deca-BDEは一部適用除外を設けた上で廃絶対象物質(附属書A)へ追加することを2017年5月に開催される締約国会議(COP8)に勧告することが決定されています。

締約国会議ではこの勧告に関する決定を行うが、一般的に、POPRCの勧告を受け入れるため、最短で2018年5月に「化審法施行令の一部を改正する政令」が公布され、deca-BDEを第一種特定化学物質に指定し、deca-BDEの製造、輸入、使用を原則禁止とするとともに、deca-BDEが使用されている製品の輸入も原則禁止とする措置がなされると予想されます。

表-1: decaBDEのPOPs条約での審議の進捗

開催月	検討	結 果
2013年7月		ノルウェーからdeca-BDEをPOPs条約の規制対象物質へ加えることが提案された。
2013年10月	POPRC 9	提案国から提出された提案書を審議した結果、当該物質がスクリーニング基準を満たすとの結論に達し、deca-BDEのリスクプロファイル案(リスクの予測案)を作成する段階に進めることが決定された。
2014年10月	POPRC10	リスクプロファイル案を審議し、当該物質が長距離移動の結果重大な悪影響をもたらす恐れがあるとの結論に達し、リスク管理に関する評価案を作成する段階に進めることが決定された。
2015年10月	POPRC11	リスク管理に関する評価案を審議し、POPs条約上の位置づけ(製造・使用等の「廃絶」又は「制限」)の特定について検討し、自動車及び航空機用の特定の交換部品を適用除外にした上で廃絶対象物質(附属書A)へ追加することを締約国会議に勧告することが決定された。 なお、適用除外となる交換部品については、今後、さらに情報を収集して特定することとなった。
2017年5月	COP会議	決議されると正式にPOPsの規制対象物質に指定される。 COP会議決議後、1年以内に各国法によって規制される。
2018年5月頃	化審法	「化審法施行令の一部を改正する政令」公布 同、施行が予想される。

3. deca-BDEの製造、輸入、使用禁止の場合の防災物品、防災製品への影響

表-2、表-3に2016年4月1日現在のdeca-BDE使用の登録・認定有効品数を示します。

防災物品で169件、防災製品で377件、合計546件であり、防災製品「テント類・シート類・幕類」に最も多く使用されています。

表－２：deca-BDE使用の登録・認定有効品数（防災物品）

防災物品	deca-BDE使用品数	防災物品	deca-BDE使用品数
カーテン等	66	合板	1
布製ブラインド	73	じゅうたん等	12
工事用シート	17		
合計		169	

表－３：deca-BDE使用の登録・認定有効品数（防災製品）

防災製品	deca-BDE使用品数	防災製品	deca-BDE使用品数
寝具類側地	1	布張家具等・側地	15
ふとん類	0	自動車等ボディーカバー	6
毛布類	1	ローパーティションパネル	35
木製等ブラインド	0	展示用パネル	0
テント類・シート類・幕類	293	マット類	0
非常持出袋	9	防護用ネット	7
防災頭巾等・側地・詰物	10	その他の品目	0
合計		377	

４．商業生産deca-BDEメーカーの動向

deca-BDEのメーカーは海外・国内とも生産中止を検討しています。

生産中止時期はCOP会議での決定（2017年５月）前後が想定されますが、現時点では未定です。

代替品としてはデカブプロモジフェニルエタン（エチレンビスペンタブプロモジフェニールと表記される場合もある。以降「DBDPE」という。）があり、既に製造・販売されています。

５．今後の対応に関して（まとめ）

- ・現時点では（2016年４月）、deca-BDEの製造・輸入・使用の規制は無く、メーカーからの薬剤供給も継続しているが、2018年５月には、deca-BDEが化審法第一種特定化学物質に指定され、国内で製造、輸入、使用禁止になると予想されます。
- ・deca-BDEメーカー及び防災薬剤メーカーは、2017年５月の締約国会議までには生産終了・在庫調整に入ると予想されます。
- ・従って、2016年度中には、DBDPEまたは別の防災薬剤への切り替えを検討するのが得策と考えます。取引のある薬剤メーカーに相談して下さい。
- ・この場合、防災薬剤が変わるので、防災物品については新たに登録を、防災製品については新たに認定を行う必要があります。
- ・防災製品毒性審査に関して、deca-BDEは毒性コード分類２群（寝具類、衣服類（詰物に限る）、布張家具等側地、活動服、作業服）に登録されていますが（２B-10）、代替品は５群（１群から４群の防災製品以外の防災製品）に登録されている状況にあります（５B-38（DBDPEの別名、エチレンビスペンタブプロモジフェニールで登録）：2002年審査）。

今後、代替品を２群の防災製品に使用できるよう、日本防災協会としては早急に２群登録を働きかけていく予定です。

名古屋市・北海道内特別支援学校へ 防災品を寄贈

(公財) 日本防災協会

平成28年1月21日（木）名古屋市教育委員会に於いて、名古屋市立特別支援学校へ防災品（防災頭巾、非常用持出袋等）寄贈の目録贈呈式が行われました。



協会名古屋事務所長より下田一幸教育長へ目録贈呈

また、平成28年1月26日（火）おだやかな晴天のなか、午前は札幌市教育委員会を代表して、西区内の「山の手養護学校」校長室において、また、午後からは北海道庁別館8階の北海道教育委員会の特別支援教育担当局長室において、それぞれ目録贈呈式（総数 約700セット）が行われました。



協会常務理事より北海道教育委員会
佐藤特別支援教育担当局長へ目録贈呈

この寄贈事業は平成24年度から東京都の特別支援学校を皮切りに大阪府、京都府、福岡県そして愛知県の順に、特別支援学校の児童生徒たちが学校での調理実習において、うっかりガスコンロ火等が衣服やエプロン等に着火する事故防止のため、防災性能を有するアームカバー、エプロンや割烹着等のセットあるいは、防災頭巾、非常用持出袋等を寄贈しているものです。

名古屋市立特別支援学校への寄贈にあたり名古屋市教育委員会教育長下田一幸様より「財政状況厳しい折、また、火災は減少しているが焼死者の数は余り減っていない状況で、誠にありがたい配慮に深く感謝いたします。」とのコメント並びに感謝状をいただきました。



下田一幸教育長より感謝状の授与

札幌山の手養護学校では、贈呈式前に岡積校長様から校内見学があり、子供達の授業風景や調理実習など、きめ細やかな説明をいただきました。



札幌山の手養護学校岡積校長より感謝状の授与

また、両教育委員会の皆様から異口同音に「特別支援学校の授業において、児童生徒の安全が図られ、安心して授業に取り組めるでしょう。素晴らしいものをありがとうございました。」とお礼の言葉をいただきました。

引き続き、次年度以降も特別支援学校の児童生徒の皆様の火災事故防止や自立支援などに向けて、効果的な寄贈事業を行ってまいります。

平成28年度事業計画書・収支予算書

(公財) 日本防災協会

＜平成28年度事業計画書＞

I 基本的運営方針

火災の延焼・拡大の防止に大きな効果があり、避難等にも有効な防災品の総合的な品質管理及びその適正な普及等を行うことにより、火災による国民の生命・財産等の被害の抑制・減少に貢献し、もって社会公共の福祉の増進に寄与するという当協会の社会的使命を深く認識し、より効率的な防災性能確認試験業務及び防災ラベル交付業務を推進するとともに、防災品の社会的信頼性の確保に資するため関連事業者への指導等品質管理業務の推進並びに防災に関する技術開発業務及び普及・広報業務の進展を図るものとする。

特に平成28年度においては、国民の安全に直結する防災品の防災性能の品質管理の一層の推進を図るとともに防災品の普及に努めるほか、試験体制の充実強化を図る。

II 事業

1 共通事項

- (1) 防災品の品質確保及び普及促進を図るため、部会活動等を中心とした防災事業関係者との情報交流等の促進、事業所調査等必要な指導活動の強化及び消防機関との提携に努める。
- (2) 品質管理本部を中心とした品質管理に関する総合的な企画・調整を通じ、防災品の品質管理の徹底を図る。

2 防災物品総合管理事業（公益目的事業）

（技術・試験関係）

- (1) カーテンの防災性能の経年変化の調査を継続（7年目）して実施する。
- (2) 防災薬剤等の規制動向に関する国内外の情報収集及び情報提供に努める。
- (3) 防災物品を取り巻く環境変化に応じ、試験実施体制の強化を図る。
 - ① 東京試験室及び大阪試験室間の業務平準化の推進及び試験業務処理の一層の迅速化のための体制強化
 - ② 新規導入のドライクリーニング機の標準機対応条件設定と活用
 - ③ 熱溶融性繊維の燃焼試験法に関する調査研究の推進
 - ④ 防災性能に係る耐洗濯性能の基準に関し、洗濯性能基準制定の検討に着手

(品質等管理関係)

- (1) 防災性能確認審査申請について、申請相談への適切な指導及び迅速な審査を実施する。
- (2) 防災物品に係る品質管理指導の一層の徹底・強化により、防災物品の信頼性の確保及び品質の向上を図る。
 - ① 防災物品に係る抜取・試買の実施
 - ② 防災物品に係る随時調査の強化
 - ③ 防災カーテンのトレーサビリティ確保のための補助ラベルを継続支給
 - ④ 裁断・施工・縫製業者に対する防災ラベルの表示・管理についての講習会の実施
- (3) 防災物品ラベル交付業務の更なる効率化・安定化を図る。
- (4) 防災事業者における防災性能試験等の技術及び業務知識の向上を図る。
 - ① 防災事業者を対象とした防災性能試験等実地講習会の開催
 - ② 防災物品に係る業務・技術講習会の協力・支援

(普及・広報関係)

防災物品に関する適切な理解を広め、防災物品の普及につなげるために以下の方策を実施する。

- ① 防災物品に関する知識の普及、正確な認識の浸透を図るための防災講座やその他の講習会の充実
- ② バリアフリー展その他の展示会を含む各種イベントへの参加
- ③ 消防機関が行う住民向けイベント等で活用する防災広報支援資機材等の提供
- ④ 中学校及び図書館等への防災品普及啓発用DVDの無償配付
- ⑤ 防災物品取扱い店舗情報の拡充等やインターネットツールを活用したホームページの情報発信機能の向上
- ⑥ 消防関係各種会議への参加
- ⑦ 大学、消防機関、消費者団体等と連携した防災品の普及

3 防災製品開発・管理事業（収益事業1）

(技術・試験関係)

- (1) 防災製品の開発及び防災性能基準、防災性能試験方法の検討を行う。
 - ① 総務省消防庁による消防隊員用個人防火装備ガイドライン見直しに合わせて、防火服については規格の見直しに着手すると共に、防火手袋、防火靴、防火帽、防火フード等についても防災製品化の可否について検討
 - ② 防災性能試験方法の一部見直しの検討
- (2) 国内外の防災規制・規格等の情報収集、分析及び情報の提供に努める。
 - ① 防災薬剤等の規制動向に関する国内外の情報収集及び情報提供
 - ② 防災品に関する海外の法規制等の情報提供
- (3) 防災製品を取り巻く環境変化に応じ、試験実施体制の強化を図る。
 - ① 東京試験室及び大阪試験室間の業務平準化の推進及び試験業務処理の一層の迅速化のための体制強化
 - ② 熱溶融性繊維の燃焼試験法に関する調査研究の推進

- ③ 防災性能に係る耐洗濯性能の基準に関し、洗濯性能基準制定の検討に着手
- (4) ISO/TC94/SC14等の消防隊員用個人防護装備に関連する審議に対応する。

(品質等管理関係)

- (1) 防災製品に係る品質管理指導の一層の徹底・強化により、防災製品の信頼性の確保及び品質の向上を図る。
 - ① 防災製品に係る抜取・試買の実施
 - ② 防災製品に係る随時調査の強化
- (2) 防災製品ラベル交付業務の更なる効率化・安定化を図る。
- (3) 防災事業者における防災性能試験等の技術向上に向けた実地講習会を開催する。

(普及・広報関係)

防災製品に関する適切な理解を広め、防災製品の普及につなげるために以下の方策を実施する。

- ① 防災製品に関する知識の普及、正確な認識の浸透を図るための防災講座やその他の講習会の充実
- ② バリアフリー展その他の展示会を含む各種イベントへの参加
- ③ 消防機関が行う住民向けイベント等で活用する防災広報支援資機材等の提供
- ④ 中学校及び図書館等への防災品普及啓発用DVDの無償配付
- ⑤ 防災製品の配付等を通じた特別支援学校等に対する支援対策・普及の促進
- ⑥ 防災製品取扱い店舗情報の拡充等や、インターネットツールを活用したホームページの情報発信機能の向上
- ⑦ 消防機関が実施する住宅防火対策事業で活用する防災製品の提供
- ⑧ 消防関係各種会議への参加
- ⑨ 大学、消防機関等と連携した防災品の普及

4 防災技術講習事業（収益事業2）

防災加工専門技術者育成のための防災加工専門技術者講習会、再講習会を開催する。

5 法人管理業務

- (1) 防災事業の発展と防災品の品質確保等に寄与した者の顕彰を行い、防災品に対する社会的信頼性の向上等に資する。
- (2) 会員に対し協会の活動に関する情報の提供等を行うとともに、協会の目的達成に必要な範囲において業務上の便宜を講ずるなど、会員制度の適切な管理に努める。
- (3) 会員、防災事業関係者、消防関係者等相互間の交流及び情報交換等を図る。

〈平成28年度収支予算書（正味財産増減予算書）〉

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等 会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
① 基本財産運用益	1,349		551	1,900
② 受 取 会 費	19,450		19,450	38,900
③ 事 業 収 益	555,500	275,000		830,500
④ 雑 収 益	152	648		800
(1) 経 常 収 益 計	576,451	275,648	20,001	872,100
① 事 業 費	636,896	231,174		868,070
② 管 理 費			25,911	25,911
(2) 経 常 費 用 計	636,896	231,174	25,911	893,981
当期経常増減額	△ 60,445	44,474	△ 5,910	△ 21,881
2 経常外増減の部				
(1) 経 常 外 収 益	37,574		5,910	43,484
(2) 経 常 外 費 用		43,484		43,484
当期経常外増減額	37,574	△ 43,484	5,910	0
当期一般正味財産増減額	△ 22,871	990	0	△ 21,881
一般正味財産期首残高	582,052	63,288	217,169	862,509
一般正味財産期末残高	559,180	64,278	217,169	840,628
正味財産期末残高	559,180	64,278	217,169	840,628

備考 上記数字は千円単位の表示となるように四捨五入していますので表面上合計が合わない箇所があります。

平成27年度 住宅防火防災推進シンポジウムに出展しました

(公財)日本防災協会 広報室

平成27年度に開催された「住宅防火防災推進シンポジウム」に住宅防火対策推進協議会の一員として出展しました。

共催本部 高松市消防局
開催日 平成27年1月22日(木)
開催場所 高松市民防災センター

総務省消防庁主催が2ヶ所、住宅防火対策推進協議会主催で4ヶ所の計6ヶ所で開催されました。

このシンポジウムは住宅防火対策の重要性を周知し、住宅用火災警報器、防災品、消火器、住宅用消火設備等の普及を図るとともに、家庭の地震対策も含めた住宅防火防災対策の積極的な推進を目的としています。

消防庁主催

共催本部 岡山市消防局
開催日 平成26年10月23日(木)
開催場所 岡山コンベンションセンター

シンポジウムでは「住宅の防火・防災対策」について東京理科大学大学院教授・東京大学名誉教授の菅原進一氏の基調講演、タレントのダニエル・カール氏による「防災がんばっぺ」、各地元の消防本部を含めてのパネルディスカッション他、各開催本部の特徴を生かした内容で住宅防火防災について市民の皆様に必要な知識、情報をお教えする機会となっております。

共催本部 衣浦東部広域連合消防局
開催日 平成27年3月12日(木)
開催場所 安城市文化センター

住宅防火対策推進協議会

共催本部 福島市消防本部
開催日 平成26年9月30日(火)
開催場所 福島テルサ

共催本部 川崎市消防局
開催日 平成26年10月10日(金)
開催場所 川崎ルフロン

共催本部 奈良県広域消防組合消防本部
開催日 平成26年12月12日(金)
開催場所 奈良県橿原文化会館



菅原教授による基調講演

中でも平成27年度初めての試みとして地元ケーブルテレビによる放映を川崎ルフロンと高松市民防災センターで行い、ケーブルテレビでイベントの様子を撮影、秋・春の火災予防運動期間中に放映されました。



ダニエル・カールさんと防火教室

高松市民防災センターでのシンポジウムは地域の小学生などと一緒に「市民防火教室」としてダニエル・カールさんと住宅防火について高松市消防局の方などからクイズ形式などで楽しく学び、消火器の使い方などの体験コーナーもあり子供達にも好評でした。



子供達と防火クイズ



日本防災協会展示ブース

また安城市文化センターでのシンポジウムでは衣浦東部広域連合各市のゆるキャラが全員集合し消防庁マスコットの消太くんと共にイベントを盛り上げてくれました。



消太くんと衣浦東部広域連合のゆるキャラ達

平成28年度も各地域で開催される「住宅防火防災推進シンポジウム」にも是非ご来場下さい。

平成28年度 消防防災科学技術賞の作品募集

消防庁 消防研究センター

消防防災機器等の優れた開発・改良を行った者、消防防災科学に関する優れた論文を著した者及び原因調査に関する優れた事例報告を著した者を消防庁長官が表彰することにより、消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、「消防防災機器等の開発・改良」、「消防防災科学論文」および「原因調査事例報告」を募集いたします。皆様の一層のご応募をお待ちいたしております。

【主催】

消防庁

【募集区分】

(1) 消防職員・消防団員の部の募集区分

- ①「消防防災機器等の開発・改良」
- ②「消防防災科学に関する論文」
- ③「原因調査に関する事例報告」

(2) 一般の部の募集区分

- ①「消防防災機器等の開発・改良」
- ②「消防防災科学に関する論文」

【応募受付期間】

平成28年4月1日（金）～5月6日（金）
（平成28年5月6日消印有効）

【表彰】

優秀な作品には、平成28年11月に行われる表彰式において、消防庁長官より表彰状及び副賞を授与します。

※一次審査を通過した応募作品は、ホームページにて紹介します。

表彰作品は9月頃公表される予定です。

詳細は消防研究センターホームページをご覧ください。

URL：<http://nrifd.fdma.go.jp/>



問い合わせ先

消防庁消防研究センター 研究企画室

TEL：0422-44-8331

E-mail：hyosho2016@fri.go.jp

防災北から南から・防災西から東から

高齢者対象の 「住宅防火セミナー」を開催 ～今年のキーワードは「高齢者」～

豊田市消防本部

3月1日(火)から3月7日(月)までの春の火災予防運動期間中の4日(金)に豊田市役所 東庁舎7階大会議室に於いて以下の内容で「住宅防火セミナー」を開催しました。

対象：豊田市高齢者クラブ連合会の会員

内容：(1)豊田市の火災現況等

(2)プロが伝える整理収納&お掃除
～モノを減らし、らくらくお掃除！～防火対策

高齢者は住宅火災により被害を受ける危険性が高いことから、春の火災予防運動にあわせ住宅防火術を紹介し、住宅用火災警報器の設置や機器の交換を働きかけました。

また、その他の主な活動をご紹介します。



防災学習センター企画展の様子1



防災学習センター企画展の様子2



防災学習センター企画展の様子3

防災北から南から・防災西から東から

そのほかの主な活動

○防災学習センター企画展

「こんなに燃えにくい防災品～新たな発見～」を開催

市内では、2年連続で衣類等に着火して命を落とした事案が発生しました。火災の危険性が小さくなると言われているカーテン等防災品の展示や実験を公開します。直に触れることで身近なものとして感じ、今までの衣類について考えるきっかけとします。

【期間】 平成28年3月1日（火）から3月13日（日）

【場所】 豊田市防災学習センター（豊田市長興寺5丁目17番地1）

【協力】 （株）サンゲツ、（公財）日本防災協会

○「まちの安全は、消防から」

を伝える塗り絵付ポストカードを配布します！

防災学習センターでは、大切な人に住宅火災の被害に遭わないでほしいという願いを込めて送れる「塗り絵付ポストカード」を配布します。

塗り絵をすることで、落ち着いた時間をつくり、「家庭の防火対策を見つめ直す」「楽しみながら火災予防を考える」ことを目的としています。同カードは、大人用とこども用の2種類を用意します。

大人用のデザインは、とよたのまちを、消防車や救急車、はしご車が走っているもので、市の安全・安心を訴えます。

この機会に家庭や隣近所に住んでいる人に配布し、火災予防を訴えます。



展示の様子



燃焼実験



各種防災品

防災北から南から・防災西から東から

春の火災予防運動に伴い 「防火防災訓練in赤坂消防署」 を実施

赤坂消防署予防課

平成28年3月2日（水）、3日（木）、赤坂消防署では、平成28年春の火災予防運動に伴い、「防火防災訓練in赤坂消防署」と題して消火訓練、応急救護、屋内

消火栓による放水体験や煙体験などの訓練を実施しました。

会場の赤坂消防署には、管内事業所を中心に近隣の方などのべ約400人が訪れ、消火器やAEDの取扱いなどに戸惑いながらも「消火訓練やAEDの取扱いなど、事業所内では実際に操作することができないので大変勉強になりました。」「いざという時落ち着いて行動できるように、この訓練を忘れないようにしたいです。」などの声が寄せられました。



防災製品のDVD放映



防災品と非防災品の燃焼比較 1



防災品と非防災品の燃焼比較 2

防災北から南から・防災西から東から

ふれあいフェアで 地域住民に楽しく火災予防広報

小岩消防署

小岩消防署では平成28年3月6日(日)、当署前の都立篠崎公園第二駐車場で「ふれあいフェア」を実施しました。開始時間前から多くの地域住民の方が受付に長蛇の列をつくり、1500人の方が来場しました。キュータと江戸川区商店街連合会のエドレンジャーによる「防災ショー」では、子供たちに分かりやすく防火防災を伝えました。その他にも、消防技術安全所による防災製品と非防災製品の燃焼比較実演、起震車による地震体験、初期消火及び応急救護訓練のほか、はしご車

搭乗体験、ポニー乗馬体験など、親子で楽しめるコーナーも設け、楽しみながら防火防災を学ぶ一日となりました。また消防隊による活動訓練も会場で見学していただき、消防の仕事を身近に感じてもらうことができました。



燃焼比較実験の様子

消防機関の皆さまへ

防災物品・防災製品の普及・奏効例を

☆お知らせください☆



防災物品(カーテン、暗幕、どん帳、布製ブラインド、じゅうたん等、展示用合板、舞台において使用する幕および大道具用の合板、工事用シート)、防災製品(寝具類、衣服類、テント類、シート類、幕類、自動車・バイク等のボディカバー、布張家具等、防護用ネットほか)の普及活動事例及び火災をくい止めた事例を「防災ニュース」誌上でご紹介したいので、ぜひご一報ください。

(公財)日本防災協会 広報室

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町4-1-5 共同ビル
TEL 03-3246-1661 FAX 03-3271-1692